

## 令和5年度第1回愛知県青少年保護育成審議会 会議録

- 1 日 時 令和5年7月13日（木）午後1時28分から3時7分まで
- 2 場 所 愛知県議会議事堂 1階 ラウンジ
- 3 参加者 委員18名  
説明のため、出席した者（社会活動推進課等）12名
- 4 審議の概要

### 【司会】

若干、定刻前ではございますが、皆様お揃いとなりましたので、ただいまから、令和5年度第1回「愛知県青少年保護育成審議会」を開会させていただきます。

本日の審議会は、委員20名中18名が出席しておりますので、愛知県青少年保護育成条例施行規則第14条第2項に基づく定足数を満たしております。

また、本日の審議会は、愛知県青少年保護育成審議会運営要領3（1）に基づき、公開とされています。

なお、本日は、傍聴の申込みはありませんでした。

それでは、開会にあたり、山口県民生活部長から御挨拶を申し上げます。

（山口県民生活部長挨拶）

### 【事務局】

続きまして、事務局から委員の皆様方を御紹介させていただきます。

（委員紹介）

### 【司会】

それでは、議事（1）「会長選出」に移らせていただきます。

今回の委員の任期は令和5年6月1日から令和7年5月31日までであり、本日は初めての審議会となりますので、始めに、会長を選出する必要がございます。

なお、会長の選出につきましては、規則第10条第1項の規定において、「委員の互選によってこれを定める。」とされております。

ただ、今回は新任の委員の方も多く見えますので、御意見がなければ事務局から提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議無しの御発言）

では、提案させていただきます。

永井委員におかれましては、5期にわたり、本審議会の会長をされており、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟代表理事として、青少年の健全育成のためにご尽力されておりますので、引き続き、会長をお願いしたいと考えますが、御異議ありませんでしょうか。

(異議無しの御発言)

それでは、永井委員に会長をお願いいたします。永井委員は、会長席にお移りください。

(席移動)

それでは、ここで、永井会長から御挨拶をいただきたいと思います。永井会長よろしくをお願いいたします。

(会長挨拶)

**【司会】**

それでは、規則第10条第2項の規定により、「会長は、会務を総理する」こととされておりますので、この後の議事の進行につきましては、会長をお願いしたいと存じます。

**【会長】**

改めまして、よろしく申し上げます。

次に、審議会運営要領3の(2)の規定により、本審議会では、「会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名する」こととされております。

今回は、大石益美委員と柴田麻里子委員をお願いしたいと存じます。

よろしく申し上げます。

(大石委員、柴田委員了承)

それでは、議事を進めてまいります。

議事(2)の「会長職務代理者及び部会委員の指名」に入らせていただきます。

規則第10条第3項の規定に基づく会長職務代理者の指名ですが、吉田典子委員をお願いしたいと思います。吉田委員、よろしいでしょうか。

(吉田委員了承)

ありがとうございました。

次に、規則第15条第2項の規定による部会委員の指名でございます。

本審議会には、審議内容により、2つの部会が設けられておりますが、部会の内容及び部会委員の案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、委員の皆様方には、委員名簿のそれぞれの部会に所属していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では、改選後初めての審議会となりますので、まず、愛知県青少年保護育成条例の目的等について説明し、関連して、今回の刑法の一部改正についても、事務局から説明をしていただきます。

その後、議事(3)少年非行の概況等について、説明をお願いします。

(事務局説明)

(県警本部少年課説明)

#### 【会長】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がある方はお願いします。

#### 【委員】

コドマモの件についてお伺いします。

このアプリ自体は、一部のスマートフォンのOSで設定できるペアレンタルコントロールと呼ばれている機能を一部代替しているものも含まれていると思うのですが、子どもの端末の位置情報を取るとか、アプリの制限をかけるとか、そういった機能を紹介するというのも、保護者に啓発を行っていくべき案件ではないかと思っておりますので、どのような対応をされるのかが1点目になります。

それから2点目が、先ほどのオーバードーズの件で、オーバードーズの状態をSNS上でアップして、子ども達の友人関係間で、オーバードーズになっている画像が広まることで、いろんな子どもの精神的なケアとかが、非常に難しい状態になっているのですが、もう少しオーバードーズがもたらしている影響について、教えていただけるとありがたいです。

#### 【事務局】

1点目からご説明します。

コドマモの主な機能は、AIによる「わいせつ画像」検知機能となります。

社会活動推進課のネットモラル塾によるペアレンタルコントロール等の啓発と連携しつつ、その一つのツールとして、コドマモもあるという形で啓発していきたいと考えております。

2点目について説明します。

オーバードーズをする際に、「今から飲むよ」等と事前にSNSに投稿したり、薬を飲んでいる動画を投稿したりすることがあるということは、警察でも把握しています。

投稿する理由は、「止めてほしい」とか「悩みを聞いてほしい」という気持ちがあるからではないかと思いますが、搬送された少年たちからは、酩酊状態になって多幸福感を感じたり、悩みを忘れられるという話を聞いています。

県警が少年らに伝えたいのは、オーバードーズをして多幸福感を得た際に高いところにいると、そこから飛び降りてしまう可能性があるほか、飲み過ぎて命を失う可能性があるということです。

一部には、何も知らない少年たちに説明すると、手口を知らしめてしまうのではないかというご意見もありますが、それをもってしても、SNS上で溢れているオーバードーズの危険性を周知するためにも、啓発をしていかないといけないと考えております。

#### 【委員】

オーバードーズをした本人だけではなく、SNS等でその事実を知った周りの子ども達にも、精神的なケアまで含めて丁寧にやっていく必要があると感じております。

身近に聞く話で、そういう意味でも危機感を感じておりますので、何か良いケアがあれば考えていただけるとありがたいです。

#### 【事務局】

県警には、そのような事案に対する精神的なケアの専門家が多くいるものではございませんので、ここにお集まりの皆様であったり、専門機関の皆様と連携をしながら対応していきたいと思っております。

#### 【会長】

他に御意見、御質問ございますでしょうか。

#### 【委員】

公募委員の世良と申します。

現在は名古屋文理大学の情報メディア学部で准教授をしております。

前職は県立高等学校の教員をしておりました。その際には生徒指導の担当等で、青少年補導員もしたことがありましたので、今の話は非常に切実な問題であると痛感しました。

事務局からの説明であったドン横という言葉ですが、私個人としてはあまり好きな

言葉ではありません。

報道によると、ドン横という言葉は「犯罪者がつけた」という新聞記事を拝見したことがあります。

それまでなかった言葉なので、積極的に使わない方が良いのではないかと個人的には思います。

ドン・キホーテからの略なのでしょうけども、やはり通称、栄広場といった方が良いような気がしましたので申し上げました。

#### 【事務局】

ドン横という言葉は、警察のみならず社会の中で使用されていると思います。

そのような御意見も出るということ踏まえまして、説明していきたいと思っています。

#### 【委員】

言葉は文化ですので人々の生活で自然発生的に生まれるものと思いますが、このドン横に関しては、新聞、テレビ報道で、犯罪者が俺がつけた言葉だという記述を見たことがあります。

市民とか我々が普通に使ってる言葉であれば全然違和感がないのですけれども、この言葉については、違和感を感じております。

#### 【会長】

他に御意見、御質問ございますでしょうか。

#### 【委員】

警察等の役割として、有害環境が子どもに与えるマイナスをゼロにするために取り組んでいることが分かりました。

もし、子どもの有益環境への啓発例があれば教えて頂きたいです。

#### 【事務局】

確かに警察の業務としましては、犯罪をやってはいけない、大麻をやってはいけないということを啓発しているのが主になります。

最後に説明した少年サポートセンターでは、警察官だけでなく、少年補導職職員という非常勤職員が勤務しております。

少年補導職員は心理に関する知識を持っており、お母さんの立場で子ども達や若い母親世代の方にアドバイスをする役割を担っております。

子ども達が、自分の居場所を作るために何か好きなものに没頭したり、そういったものを何か見つけられるようにアドバイスしながらやっております。

ただ、それがすべて警察ではできないので、教育委員会の皆様であったり、関係機

関の皆様と連携してやっていきたいと考えております。

**【会長】**

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局はただいまの委員からの御意見、御質問を今後の参考としていただきたいと思っております。

次の議事（４）と（５）は、いずれも、条例の運用状況の報告や条例調査の結果報告などについてであり、関連した案件となっておりますので、事務局から一括して説明していただいた後、委員の皆様方から、御意見、御質問などをいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、事務局から順次、説明をお願いします。

**（事務局説明）**

**【会長】**

それでは、事務局からの説明が一通り終わりましたので、ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問などがある方は、お願いします。

**【委員】**

資料の 7、9、10 にですね、調査率という数字があります。

大体 20% 後半から 40% ぐらいまでの間に、数字が入ってきております。

これは 3 分の 1 位の調査をすると、全体像が掴めるということで、この位やるという調査の仕方なのか、3 分の 2 位は協力を得られなくて、この数字になっているのか、この調査率について説明いただけますか。

**【事務局】**

調査率でございますが、この調査は各県民事務所等にも協力を依頼しておりまして、全県的に行っております。

対象となる店舗数は非常に多くございますので、3 年に 1 回位の周期で、各店舗を回れるように調査を実施しておりまして、その結果、3 年で回すとすると大体 30% という結果になっているものでございます。

**【会長】**

他に御質問、御意見ございますでしょうか。

終了予定時間の 3 時となっておりますが、もう少し、お時間をいただければと思っております。

他に御意見、御質問ございますでしょうか。

### 【委員】

条例の運用、インターネットの利用の件に関しまして、県民生活部長からの挨拶や、配布された資料にもありますが、以前から審議会のなかで、ネットモラル塾のテキストを活用して、保護者の啓発活動をしているとお伺いしています。

他県からも「愛知県、頑張っているね」と言われることがあるのですが、ただ、テキストの内容を見させていただくと、古くからやられているので、内容が古いままのようです。

現在のテキストについて見直したらどうかと思いますが、今後、更新される予定は県にあるのかをお伺いします。

### 【事務局】

みんなのネットモラル塾につきましては、昨年度は233講座を実施しております。

実際の申し込みでは12月には予定数を超えてしまうほどの人気の講座となっております。

講座については、続けて参りたいと考えておりますが、ご指摘のテキストについては、実際、今年もこのテキストを使って6月から講座を実施しております。

先ほど県警からの話もありました闇バイト、大麻乱用、オーバードーズなどについては、若年層から保護者にも一緒に聞いてもらう必要がありますので是非とも、このテキストについては、県警と相談しながらアップデートし、新しいテキスト作成に向けて検討していきたいと思っております。

### 【会長】

他に何かございますでしょうか。

それでは、事務局はただいまの委員からの御意見、御質問を今後の参考にさせていただきたいと思っております。

せっかくの機会でございますので、本日の議事にかかわらず、委員に皆様方から何かありましたら、お願いします。いかがでしょうか。

### 【委員】

情報の提供をどこまでしているか、確認という意味でお伺いいたします。

保護者も一緒に聞いて頂ける環境にある子であればいいのですが、そうでない場合もありますので、できるだけ多くの子ども達に、本日の情報が行き届くことが良いと思っておりますので、例えば、パンフレットを配るとか情報提供するとか、どこまで、どのような形で浸透される努力をしているかをお聞きしたいと思います。

### 【事務局】

県警本部がやっている非行防止、被害防止の教室というものに関してのお答えになりますが、県内には1700校近くございまして、県警ですべての学校を回るということ

は物理的にはできません。

啓発ツールである動画などを活用していただくよう、教育委員会の方に依頼文という形で出させていただきまして、学校における生徒への被害防止教室はもちろん、保護者会等で保護者の方にも知っていただけるように活用をお願いしているのが現状でございます。

管轄の警察署に依頼いただければ、学校にも講話等に行きますが、やはり社会全体で、皆様に周知して行くのが一番重要であると考えております。

県警からは、インターネット、ホームページ、地域のPTA新聞等を活用し周知しておりますので学校でも啓発していただけると、県警としてもありがたいと考えているところでございます。

#### 【会長】

それでは、時間ですのでこれで終わらせていただきたいと思います。

事務局は、委員からの御意見、御質問を今後の参考にしていただきたいと思います。

それでは、以上を持ちまして、本日の議事を終了させていただきます。委員の皆様方には、議事の運営に御協力をいただき、また、貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。

#### 【司会】

これをもちまして、令和5年度第1回「愛知県青少年保護育成審議会」を閉会させていただきます。

以 上